

令和3年5月10日  
府子本第656号  
子保発0510第1号  
3初幼教第4号

各都道府県、指定都市、中核市（長）  
子ども・子育て支援新制度担当部局（長）  
民政主管部局（長）  
教育委員会幼稚園関係事務主管部課（長）

殿

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）  
（公印省略）

厚生労働省子ども家庭局  
保育課長  
（公印省略）

文部科学省初等中等教育局  
幼児教育課長  
（公印省略）

「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」の一部改正について（通知）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく保育充実事業及び協議会の実施については、子ども・子育て支援法附則第14条各項に定めるもののほか、「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業及び協議会の実施について」（平成30年4月9日付け府子本第350号・子保発0409第1号・29初幼教第18号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省子ども家庭局保育課長及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知）、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日付け雇児発0413第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「子どものための教

育・保育給付費補助金の国庫補助について」(平成28年8月9日付け府子本第506号内閣総理大臣通知)により行われているところであるが、令和2年12月21日に公表した「新子育て安心プラン」の内容や、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)及び「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)に基づき行政手続の押印不要化を進めること等を踏まえ、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年5月10日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。